

# 天津大野木マイツニューズレター

07年3月号

2007年3月20日 担当:安達 友信

## 新企業所得税法の公布

昨年より企業所得税法の改正に関する情報が流れておりましたが、先日（3月16日）行われた第10期全人代第5回会議において、内外税率統一を含む新しい企業所得税法案が可決され、3月19日に新企業所得税法（以下、「新法」という）が公布されました。

なお、この新法では詳細な取り扱いが記載されておらず、詳細な取り扱いについては後ほど国務院が定める「実施条例」によることとされています。

今回は新法のうち、外資系企業に影響を及ぼすと思われる項目についてポイントをご説明いたします。

### 1. 税率統一（一律25%）

- (1) 基本税率：新法25%（第4条）、外国企業の国内源泉所得に対する税率：20%（第5条）
- (2) 優遇税率：小型薄利企業は20%、高度先端技術企業は15%。該当企業の具体的要件は別途国務院が定める。（第28条）

### 2. 優遇税制

#### (1) 従来の優遇税制の移行措置（第57条）

新法公布日（2007年3月16日）前に設立批准された企業は、新法施行日（2008年1月1日）から5年間は旧法において生産型企業に認められていた低税率（経済特区の15%、沿海部の24%）及び2免3減の優遇税制を引き続き享受することができる。ただし、新法施行時に2免3減の優遇税制を享受していない生産型企業は、新法施行年より2免3減を開始したものとする。（低税率については、移行期間をかけて毎年数%ずつ上げる調整が行われる可能性あり。）

なお、経済特区等一定の地区に新たに設立された高度先端技術企業は、移行措置期間中の優遇税制を享受することができる。

#### (2) 減免所得（第27条）

以下の事業に関する所得は減税又は免税となる。

- ① 農林牧漁業プロジェクトに関する所得
- ② 国家重点育成公共インフラ施設プロジェクトの投資経営に関する所得
- ③ 環境保護、省エネ節水の条件に適合するプロジェクトに関する所得
- ④ 条件に適合する技術移転に関する所得
- ⑤ 国内に機構を有しない外国企業の国内源泉所得

#### (3) 費用の割増控除（第30条）

以下の費用については、実際支出額に加え一定の比率で計算した金額を課税所得計算上控除することができる。

- ① 新技術・新製品・新製造技術の関する研究開発費
- ② 身体障害者及び国家が奨励するその他の就業者に関する給与

#### (4) その他

環境保護、省エネ節水、安全生産設備の購入投資額に一定比率で計算した金額を納税額から控除するこ

とができる。(第34条)

- ※ 新法に規定する優遇政策の具体的な取扱いは、国務院の規定によるとされており、今後発令される実施細則で明らかにされる。

### 3. 移転価格税制関連

移転価格に関する基本的な規定が盛り込まれた。(第41条～46条)

事前確認に関する規定の他、企業は毎年の企業所得税申告時に関連企業間取引に関して「年度関連取引報告書」の提出が義務付けられた。

### 4. その他

#### (1) 寄付金損金入限度額

公益性のある寄付金支出について、課税所得計算上損金に算入できる金額は、年度利益総額の12%までとする。(第9条)

#### (2) 外国企業が受け取る外商投資企業からの配当金に対する課税

旧法では、外国企業が中国内の外商投資企業から得る配当金については免税とされていた。

新法第26条3項において、「中国国内に機構や場所を設立する非居民企業(外国企業)が居民企業(中国国内に設立された企業)から得た当該機構や場所と実際に関係する配当金等の權益性投資収益は免税とする」と読み取れるので、外国企業が中国国内に設立した企業から受け取る配当金もこれに該当し、従来どおり免税扱いになるものと思われる。

#### (3) 国務院の影響力

新法では、本法の実施条例は国務院が定めるとされており(第59条)、また、国民経済と社会発展の需要が生じた場合や、突発な事件等により企業経営生産に重大な影響を及ぼす場合には、国務院は企業所得税の優遇政策を定めることができ、全人代常務委員会に報告するとされており(第36条)、国務院にかなりの権限を委譲していることになり、国務院の影響力が強くなっている。

### 5. まとめ

19日に公布された新法全文を読む限り、昨年来より流れていた改正企業所得税法に関する情報と比べそれほど大きな差はないようですが、まだ不明な点も多く、実施条例の一日も早い公布が待たれます。

(完)